

三重県障害者施策推進協議会 令和元年度第1回手話施策推進部会概要

日時 令和元年7月23日(火) 9時30分～11時00分

場所 三重県勤労者福祉会館 4階 第3教室(三重県津市栄町1丁目891番地)

出席者 別紙のとおり

委員の主な発言

(委員) 拠点機能の拡充について、「今年度検討を進め、令和2年度からICTを活用し相談体制を拡充する」とあるが、相談員を増やしていくのか、予算の状況はどうか。

(事務局) 令和2年度からの聴覚障害者支援センター次期指定管理においてどのようなことをしてもらおうか検討中であり、パソコンをセンターに設置し、テレビ電話機能を活用して相談を行うことを考えている。

(委員) 利用者の範囲が広がらないともったいないので周知が大切である。また、相談が増えてきたときに今の聴覚障害者支援センターの職員体制で大丈夫なのかという心配がある。

(委員) 災害時における協定市町を増やそうと取り組んでいるなかで、災害時にICTを利用することで拠点として市町を支援できることも考えられるのでは。

(委員) 災害時のテレビニュースには手話・字幕がなく、聞こえない人が見てもわからない。いざ災害が発生し避難所にいることになった際、テレビがあっても情報が得られない。テレビに手話・字幕を付与するアイドラゴン等の機械があるので、災害時の協定を締結する際には、アイドラゴン等の設置についても話を進めたいと思っている。

(委員) 三重県聴覚障害者協会では手話フェスティバルで、手話スピーチコンテスト等を実施する。学校設定科目として手話に関する授業を実施している県立学校9校には、ぜひ参加してほしい。

(議長) ろう者と直接触れ合うことは、高校生だけではなく小中学生にとってとても大切なことである。手話を学ぶ以上に、そういう直接的な体験は大事な経験であると思う。

(委員) 聾学校と地域の学校との交流はあるが、ろう者とのコミュニケーションの取り方や、どうすればろう者が不便なく生活できるのかということが浸透するまでは至っていないと思う。若い人たちへの周知については、パンフレットによる啓発よりも実際に触れあったりすることが大切だと思う。

(委員) 学校設定科目で手話を学んでいる9校について、聾学校の生徒と交流する時間があると良いのではないか。

(委員) 聾学校は津市内の小中学校や高校と交流を行っている。交流及び共同学習は、障がいのある子と障がいのない子が同じ場で学ぶということにおいては教育的に非常に意味のある内容なので、県教育委員会としても交流を進めていきたいと思っている。相手校のあることなので、小中学校等の理解、啓発を図りながら取組を進めたい。昨年度の3月には、交流及び共同学習について理解していただくためのリーフレット(チラシ)を作成し、市町教育委員会を通じて小中学校に案内をしたところである。

(委員) 小中学校との交流に関連して、難聴児をもつ親の会があり、何名かの難聴児が普通校に通っている。その子たちは手話をあまり知らないが、聞こえにくいという問題が出てき

ており、わかったふりをするという状況もある。難聴児がいる学校も含めて交流を働きかけていただきたい。

(委員) 人権学習について、「7割の小中学校及び6割の県立学校において、障がい者の人権にかかわる問題を解決するための学習が行われた」とあるが、取り組んでいない学校はどういった背景があるのか。

(事務局) 確認し、回答させていただく。

【人権教育課補足説明】

『三重県手話施策推進計画』の取組状況の「取組の成果と課題」にある記載内容は、三重県教育委員会発行の人権学習指導資料を活用して学習を行った学校の割合であり、他の資料や学校独自の自主教材等を使って学習を行った学校を含めると、平成30年度、障がい者の人権に係わる問題についての学習は、小学校では353校中351校(99.4%)で、中学校では153校中143校(93.5%)で、高等学校では85校中68校(80%)で実施されました。

(委員) 「学校における子どもたちの言動に障がい者理解に関して課題があることが明らかになっており」とあるが、子どもたちが知らないからということが多いと思われるので、広く全体で取り組んでいただきたい。

(委員) 教職員の手話に対する学習について、聾学校に初めて赴任する際、ある程度の手話を身に付けてから赴任してほしいということ、教員採用の際には手話の資格を持っている方を積極的に採用できる環境をつくっていただくなど、障がいについて学ばれた方が採用されて適切なところに配置されることが、子どもたちにとって良い教育環境がつけられると思う。この辺りはどうか。

(事務局) 教員採用試験における手話資格に対する加点について、全国的に3県で導入事例があり、三重県での導入について教職員課と協議を始めたところである。

(委員) 手元の資料では、聾学校では、新転任者(初めて聾学校に着任した教員)に対して校内研修を実施している。他に、夏季休業の期間を利用した職員の手話研修を実施している。また、三重県には聾学校が1校しかないことから、一定年数を経験すると特別支援学校や、小中高等学校へ異動する。その際、教員は聾学校で獲得した手話を赴任先の学校で子どもたちの前で実際に使ってみることもある。

(議長) 就労分野での状況はどうか。

(委員) 過去に、グループ内の別企業では、手話を使うろう者が大勢いて、職場が協力してみんなの手話の勉強会をしたりする部署もあった。

(議長) 聴覚障がいの方でも、聾学校の高等部から一般の大学へ進み教員を目指すという方もおり、三重県南部では聴覚障がいのある医師が活躍している。障がいがあっても環境や合理的配慮があれば上手くいく可能性がある。

(議長) 三重県南部市町での広域的な取組はあるのか。

(委員) 広域的な取組はなく、それぞれの市町単独で取り組んでいる。伊勢市では手話言語条例を作った動きとして、職員向けの手話研修(5回シリーズ)を開催しており、手話の普及につなげるため、今年度から伊勢市在住の市民に対し、手話検定試験受験料の半額補

助をはじめた。また、先日開催された全国手話言語市区長会総会において、12月1日に伊勢市で手話劇祭が開催されることが決定されたので、よろしくお願いします。

(委員) 会社の中で働いているろう者は、どのようにコミュニケーションをとっているのか。

(委員) 手話でしかコミュニケーションがとれない方は、先に就職しているろう者や手話ができる職員がいる部署に配属され、サポートを受けて一緒に働くというケースが多い。

(委員) 数値目標の状況について、手話の普及に関する数値が上がっていない。県民に広める方法として、大きな会社のパッケージやCMに手話をいれてもらうとPRになるのでは。また、そういった会社のイベントに手話を付けていただくことも考えられる。

(議長) とてもいい意見である。民間に手話条例の促進に関わってもらうという戦略は大切。県や市町だけではなく、社会的に会社の価値が上がるような演出によりWinWinの関係で企業にどんどん入ってきてもらうという発想。

(事務局) 企業へのアプローチはこれまでできていない。今後検討したい。

以上